

税



固定資産税償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で工場や商店、アパートなどを経営している方が事業のために所有している事業用資産をいいます。

償却資産をお持ちの方は、平成27年1月1日現在の資産の状況について、平成27年1月30日(金)までに申告書を提出してください。

課税対象となる主な償却資産

- ① 構築物(舗装路面、フェンス、看板、受変電設備、煙突、鉄塔など)
  - ② 機械および装置(旋盤、ポンプ、各種製造設備の機械・装置など)
  - ③ 車両および運搬具(貨車、客車、大型特殊自動車など)
  - ④ 工具、器具、備品(パソコン、医療機器、測定工具、机、イスなど)
- 課税対象とならない償却資産：  
 ① 耐用年数1年未満の資産または取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入さ

れたもの(いわゆる小額償却資産)

- ② 取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの(いわゆる一括償却資産)
- ③ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ④ 自動車税および軽自動車税の対象となるもの
- ⑤ 無形減価償却資産(特許権、漁業権など)

※①、②の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

問 国税務課 B1階 (23) 8864



家屋を新築・増築・取り壊した時には

家屋を新築・増築・取り壊した時には、現地調査を行いますので、工事完了後にご連絡されるとその後の流れがスムーズです。

◆ 新築・増築の場合は、担当職員が各戸を訪問し、調査

依頼通知を渡しています。不在の場合は、通知を置いておきますので、ご都合のよい日時を左記までご連絡ください。

◆ 家屋を取り壊したときは、次年度から取り壊した家屋は課税されませんので、ご連絡ください。

◆ 登記されていない家屋を売買された方や相続などされた方は「未登記家屋の所有者変更届」を左記までご提出ください。

※ 課税する家屋について  
 家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。

住宅や店舗などの建物はもちろんのこと、物置や車庫なども3面以上の外壁があり土地への定着性(基礎等)、外気断定性(屋根や外壁等)、用途性(使用目的による)の要件を満たせば課税の対象となります。

たとえば、ホームセンターなどで購入した物置なども基礎の構造によっては課税対象となりますので、設置する際、判断に迷う場合は事前にお問い合わせください。

問 国税務課 B1階 (23) 8864

農業用軽油免税証の交付申請受付

問 大田原県税事務所課税課 (23) 4172

平成27年分農業用軽油免税証の交付申請受付を次のとおり行います。

	1 使用者証	2 印鑑	3 報告書	4 納品書	5 耕作証明書	6 農作業受委託証明書	7 カタログなど	8 交付手数料
継続	○	○	○	○			機械に変更があった場合のみ	
更新・紛失	○	○	○	○	使用者証を紛失した方のみ	受委託契約により交付を受けている方のみ	機械に変更があった場合のみ	420円
新規		○			○		○	420円

※ 新規申請、使用者証を紛失した方は、事前に農業委員会で耕作証明書の交付を受け持参してください。(更新時の耕作証明書の添付は不要です。) ※ 軽油免税証の交付を3年以上申請していない方は、新規扱いとなります。

● 申請受付日程表(※いずれの日も午前11時30分～午後1時は受け付け出来ませんので、ご了承ください。)

月 日	受付時間		地 区	場 所
	午前	午後		
平成27年1月26日(月)	午前9時30分～11時30分	午後1時～3時	湯津上	湯津上支所 103・104会議室
1月27日(火)			黒羽	黒羽支所2階 多目的ホール
1月28日(水)			金田南	大田原市総合文化会館 第2会議室
1月29日(木)			金田北	
1月30日(金)			親園	
2月3日(火)			野崎・佐久山	
2月4日(水)			大田原・上記日程に来られない方	

**A** 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

平成27年度は固定資産税の評価替えの年です

●評価替えとは…土地、家屋、償却資産(業務用の機械、備品など)から算出された固定資産税を、3年ごとに見直す制度を「評価替え」といいます。本来なら毎年評価替えを行い「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における負担の公平に資することになりますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは実務的に不可能であることから、原則として3年ごとに評価額を見直しています。

●土地の評価替え…土地の評価額は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、地目別に定められた評価方法によって評価します。

- ①地目…固定資産税の評価上の地目は、田・畑・宅地・池沼・山林・原野・鉱泉地・牧場・雑種地をいいます。これは登記上の地目にかかわらず、その年の1月1日(賦課期日)の現況の地目で評価します。
- ②地積(面積)…原則として登記簿に記載されている地積になります。
- ③価格(評価額)…評価は、売

買実例価額を基とした正常売買価格を基礎として求めます。

●家屋の評価替え…平成27年1月1日までに建築された家屋の再建築価格(評価時に、同じ家を建てたとしたら建築費はいくらになるのか)を求め、これに「建築物価の変動割合」と「経年減点補正率」を反映して、評価額を見直します。

①建築物価の変動割合…建築物価の変動割合とは、平成24年度と平成27年度の建築物価の変動を比べた指数です。

②経年減点補正率…家屋は古くなるため、その経過年数を経年減点補正率として評価額に反映させます。それが経年減点補正率で、評価替えのたびに数値は低くなります。ただし、家屋が存在する限りは使用価値があるため、最低数値0.2になった後は据え置かれます。最低数値になるまでの期間は、一般的な木造住宅では約25年、軽量鉄骨造の住宅では約30年です。評価額は増改築、取り壊しなどが無い限り、平成27年度から平成29年度までの3年間は据え置かれます。

問

税務課 **B**1階  
資産税土地係 TEL(23)8726  
資産税家屋係 TEL(23)8864

問 収納対策課 **B**1階 TEL(23)8703

不動産公売のお知らせ

市税の滞納処分として差押えた不動産を競争入札で公売(売却)します。

●公売財産の概要

公告番号	売却区分	所在	地番/家屋番号	地目/種類	地積/床面積	見積価額	公売保証金	備考
公告第145号	1	乙連沢字八幡前	1425番	田	2,206㎡	652,000円	70,000円	
公告第146号	1	下石上字下石上	674番2	田	2,708㎡	1,237,000円	130,000円	利用権有
公告第147号	1	佐久山字新廟所	4427番100	畑	944㎡	354,000円	40,000円	
	2	佐久山字新廟所	4431番44	畑	1,110㎡	456,000円	50,000円	
公告第148号	1	湯津上字大清水	493番2	田	2,945㎡	1,453,000円	150,000円	
公告第149号	1	北野上字田中内	1681番	田	1,745㎡	728,000円	80,000円	
	2	北野上字田沢	1734番1	田	1,024㎡	409,000円	50,000円	
公告第150号	1	蜂巣字古屋敷前	1426番	田	4,713㎡	2,414,000円	250,000円	
公告第151号	1	須賀川字大久保	5811番	田	2,925㎡	1,141,000円	120,000円	

●公売(入札)の日時・場所

▶日時：平成27年2月3日(火)午前10時～10時30分

▶場所：大田原市役所 仮設庁舎B棟2階会議室

●公売の参加条件および注意など

- ◎入札に際し公売保証金、印鑑、運転免許証など本人確認ができるものが必要です。また、代理で参加する場合には、委任状が必要となります。
- ◎今回の公売はすべて農地となりますので、大田原市農業委員会の発行する買受適格証明書が必要です。農業委員会への申請期限は平成27年1月5日(月)となりますのでご注意ください。
- ◎土地改良区の未納賦課金は買受人に承継されます。
- ◎公売財産の権利移転にかかる登録免許税などは買受人の負担となります。
- ◎不動産の概要は、登記簿上の表示であり、入札前にあらかじめ公売財産の現況を確認し、関係公簿などを閲覧した上で、入札してください。

- ◎期日までに滞納者が滞納金額を完納した場合、公売は中止となります。
- ◎入札前に公売の説明を行いますので、公売(入札)開始時刻の20分前(午前9時40分)にご来場ください。
- ◎公売保証金の納付期限は入札終了時刻の15分前(午前10時15分)となります。
- ◎公売不動産の境界確認が必要な場合は、買受人が行ってください。
- ◎落札した不動産について、現地引渡しは大田原市では行いませんのでご了承願います。

補助金名	補助内容	相談窓口
畜産環境保全対策事業費補助金	・環境対策のために給与する微生物資材費用の一部助成 ・事業費の2分の1、上限10万円	市農政課 TEL(23)8292
繁殖和牛優良雌牛導入事業費補助金	・繁殖和牛優良雌牛購入費の一部助成 ・1頭当たり50万円を超えた額の3分の2に相当する額。ただし、限度額15万円	・JAなすの各営農経済センター ・市農政課
繁殖和牛受精卵移植奨励事業費補助金	・受精卵移植により出産した場合の経費の一部補助 ①市内酪農家と協調して受精卵を移植し、出産した場合1頭につき4万円 ②市外酪農家または自己所有繁殖和牛に受精卵を移植し、出産した場合1頭につき1万5000円	・各所属酪農協 ・市農政課
乳用基礎雌牛導入事業費補助金	・乳用基礎雌牛購入費用の一部助成 ・1頭当たり45万円を超えた額の3分の2に相当する額。ただし、限度額15万円	・各所属酪農協 ・市農政課

●申請期限…平成27年2月16日(月) ※それぞれの事業で条件があります。希望される方は上記窓口にご相談ください。

畜産振興関係の市補助金のご案内

産業